

○大東市地域公共交通会議の傍聴に関する内規

制定 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、大東市地域公共交通会議規則（平成27年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第2条の別表の規定により設置する大東市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の申込み等)

第2条 交通会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、交通会議の開催日の前日（その日が大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）に規定する市の休日に当たるときはその前日）までに、傍聴申込書（様式第1号）を規則第2条第3項に定める会長（以下「会長」という。）に提出し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人（傍聴券の交付を受ける者をいう。以下同じ。）の定員は、若干名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交通会議は、開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を変更することができる。
- 3 傍聴希望者が、定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、交通会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議を妨げ、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、または公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、または騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等音声を発する機器の電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の秩序を乱し、または議事の妨げとなる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、または録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴人がこの内規に定める事項に違反したときは、これを制止し、または退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止および退場)

第8条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じ、または退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(準用)

第9条 前7条の規定は、規則第6条第1項の運賃協議部会について準用する。この場合において、これらの規定中「交通会議」とあるのは「運賃協議部会」と、「規則第2条第3項」とあるのは「規則第6条第3項」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、交通会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年7月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

傍聴申込書

年 月 日

（宛先）〇〇〇〇

（申込者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日開催の〇〇〇〇〇の傍聴を申し込みます。また、傍聴に当たっては、大東市地域公共交通会議の傍聴に関する内規の規定を遵守します。

※提出先	大東市地域公共交通会議事務局（大東市 都市整備部 交通政策課）まで
------	-----------------------------------

